



報道発表資料の配付日時 6月28日(水) 13時30分

発表項目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会(宗谷学区)の開催について
概要	<p>1 目的 公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、宗谷学区の市町村関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。</p> <p>2 主催 北海道教育委員会</p> <p>3 開催日時、方法及び会場 (1) 開催日時 令和5年(2023年)7月14日(金) 14:00～15:30 (2) 開催方法 Zoomによるオンライン会議 (3) 開催会場 宗谷合同庁舎 4階大会議室</p> <p>4 参加対象者 市町村長、市町村教育委員会教育長、高等学校長、中学校長、小学校長、高等学校PTA関係者、地区協議会又は小・中学校PTA関係者、私学関係者、経済団体関係者</p> <p>5 主催者側出席者 北海道教育庁宗谷教育局長ほか</p> <p>6 議題 (1)公立高等学校配置計画案(令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度))について (2)高校の魅力化に向けた取組について</p>
参考	協議会は公開により開催し、希望者には別紙「傍聴に係る取扱い」により傍聴を認めます。

報道(取材)に当たってのお願い	取材についてはZoom参加ではなく、会場にお越しのうえ行ってください。
-----------------	-------------------------------------

担当 (連絡先)	宗谷教育局企画総務課長 喜井 勇人 TEL ダイヤルイン 0162-33-2646 (内線3100) 宗谷教育局企画総務課総務係長 竹下 方章 TEL ダイヤルイン 0162-33-3924 (内線3111)
-------------	---

「公立高等学校配置計画地域別検討協議会（宗谷学区）」傍聴に係る取扱い

- 1 傍聴の人数は20名以内とする。ただし、報道関係者については別に傍聴を認める。  
傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とする。
- 2 傍聴の決定は先着順とする。
- 3 傍聴の申込みに際しては、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出ることとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 前号に掲げるもののほか、主催者が傍聴を不相当と認めた者
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではない。
  - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
  - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 6 傍聴人が前記5の規定に違反したときは、主催者はこれを制止し、その命令に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 7 Web会議では、傍聴人が前記5の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させることができる。
- 8 傍聴人は主催者の指示に従わなければならない。

## 傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁宗谷教育局

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は20名以内とし、先着順としています。ただし、報道関係者はこれに含まれません。傍聴方法はWeb会議システムによる傍聴とします。
- 2 傍聴を申し込む際には、あらかじめ宗谷教育局あてに氏名、住所、連絡先を申し出てください。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
  - (2) 前号のほか、主催者が傍聴を不相当と認めた場合
- 4 次の各号の行為をしてはいけません。
  - (1) 私語、談話、拍手等を行うこと。
  - (2) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音すること。ただし、主催者の許可がある場合はこの限りではありません。
  - (3) Web会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用したりすること。
  - (4) Web会議では、傍聴を許可していない者に対して、協議会を視聴させること。
  - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 5 傍聴人が前記4の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めない場合があります。
- 6 Web会議では、傍聴人が前記4の規定に違反し、主催者の指示に従わないときは退室させる場合があります。
- 7 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。